

## 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を 改正する内閣府令案（仮称）の概要

### ．改正対象

以下の4本の内閣府令の一部を改正する。

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令5号）

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令22号）

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令38号）

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令36号）

### ．企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正（1条）

#### 1．組織再編成に係る開示

提出会社が株式交換完全親会社となる株式交換等を行うことを、当該提出会社の業務執行決定機関が決定した場合に提出する臨時報告書について、当該株式交換により当該株式交換完全親会社の株式等以外の有価証券が割り当てられる場合の当該有価証券の発行者の概要の記載を求める（改正案19条）。

株式交換、合併等の組織再編成に係る特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続を行う場合に提出する有価証券届出書の様式を新設し、第2号様式における記載内容に加え、次の項目等の記載を求める（改正案2号の6様式）。

- イ 当該組織再編成の概要、目的等
- ロ 当該組織再編成の当事会社の概要
- ハ 当該組織再編成の契約、割当ての内容及びその算定根拠
- ニ 当該組織再編成に関する手続
- ホ 当該組織再編成対象会社の会社情報

#### 2．学校法人債券に係る開示

提出者が学校法人債券の発行者である学校法人等である場合に、有価証券届出書等において、次の項目等の記載を求める（改正案2号様式）。

- イ 当該学校法人等が運営する学校等の種類及びその数
- ロ 当該学校等の在籍者数、教員数等
- ハ 補助金の交付を受けた場合のその合計額

## ． 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正 ( 2 条 )

### 1 . 特定有価証券の定義

廃止する証券取引法施行令第三条の四第五号に掲げる特定有価証券を定める内閣府令において規定していた特定有価証券の範囲を規定する ( 改正案 8 条 ) 。

新たに有価証券と規定された受益証券発行信託の受益証券、抵当証券、集団投資スキーム ( 主として有価証券に対する投資を事業とするものに限る。 ) に係る権利等の性質を有する外国の者の発行する証券又は証書を特定有価証券と指定する ( 改正案 8 条 ) 。

### 2 . 様式の新設

新たに有価証券と規定された受益証券発行信託の受益証券及び抵当証券 ( 外国の者の発行する証券又は証書でこれらの性質を有するものを含む。 ) に係る有価証券届出書、有価証券報告書等の様式を新設する ( 改正案第 6 号様式等 ) 。

### 3 . 開示内容の充実

特定有価証券に係る開示内容の充実を図るため、各様式を整備する。

#### 投資対象に関する情報の充実

従来から投資対象に関する情報について開示を求めているが、投資信託や不動産に投資を行う有価証券について、より適切な開示を求める観点から、記載内容の明確化を図る。主な改正は次のとおり。

イ 投資信託について、ファンド・オブ・ファンズにおいて、ファンドの純資産総額の 10% を超えて投資するファンドの名称、運用の基本方針、主要な投資対象等の記載を求めることとした ( 改正案 4 号様式等 ) 。

ロ 不動産に投資を行う有価証券について、不動産の状況 ( 構造、現況、その他不動産価格に重要な影響を及ぼす事項 ) 及び第三者による不動産の状況に関する調査結果の概要の記載を求めることとした ( 改正案 4 号様式等 ) 。

#### 運用者に関する情報の充実

運用者の内部管理体制や関係法人に対する管理体制、運用に関するリスク管理体制について記載内容の明確化を図る。主な改正は次のとおり。

イ 資産流動化受益証券について、資産管理会社の統治機構 ( 機関の内容、監督組織 )、資産管理会社から事務委託を受けた会社に対する管理体制、資産に関するリスク管理体制の記載を求めることとした ( 改正案 5 号の 4 様式等 ) 。

ロ 投資信託について、ファンドの意思決定を監督する組織、投資信託の委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制の記載を求めることとした ( 改正案 4 号様式 ) 。

運用サービスに関する情報の充実

具体的な運用方針等について記載内容の明確化を図る。

- イ 資産流動化受益証券について、信託財産の管理・処分に関する基本的態度・方針・形態の記載を求めることとした（改正案5号の2様式等）。
- ロ 投資信託について、運用方針に基づく具体的な銘柄選定の方針、ファンド・オブ・ファンズの場合における投資先ファンドの選定方針の記載を求めることとした（改正案4号様式等）。

**． 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正**（3条）

公開買付制度の対象である有価証券信託受益証券（株券等を受託有価証券とするものに限る。）に係る株券等所有割合を算出するための議決権の数の換算方法等を規定する（改正案8条）。

**． 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令**（4条）

大量保有報告制度の対象である有価証券信託受益証券（株券等を受託有価証券とするものに限る。）に係る株券等保有割合を算出するための議決権の数の換算方法等を規定する（改正案5条）。

**． その他**（附則）

1 本の内閣府令（証券取引法施行令第三条の四第五号に掲げる特定有価証券を定める内閣府令（平成5年大蔵省令15号）を廃止する。

